

# 令和6年秋季全国火災予防運動

実施期間：令和6年11月9日（土）～11月15日（金）

防火標語：『守りたい 未来があるから 火の用心』

秋の  
全国火災  
予防運動  
11/9~11/15

住宅用火災警報器 交換のおすすめ  
10年たったら、  
とりかえろ。

藤崎ゆみあ

守りたい  
未来があるから  
火の用心

制作：一般財団法人日本防火・危機管理促進協会 後援：総務省消防庁 全国消防長会  
このポスターは、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。

宝くじ

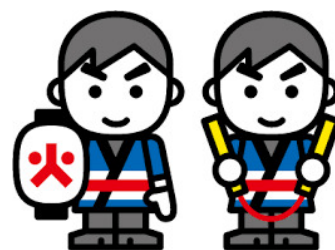
(写真提供：一般財団法人 日本防火・危機管理促進協会)

# 令和6年秋季火災予防運動

令和6年11月9日（土）から15日（金）までの7日間にわたり、令和6年秋季火災予防運動が全国的に実施されます。この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として実施するものです。

## 運動期間中の推進項目

- (1) 地震火災対策の推進
- (2) 住宅防火対策の推進
- (3) 防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (4) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (5) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- (6) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (7) 木造飲食店等が密集する地域に対する火災予防指導等の徹底
- (8) 放火火災防止対策の推進



## 週間中の取組

火災予防運動では、期間中に掲げる重点目標に向けた取組として、「住宅防火 いのちを守る10のポイントー4つの習慣・6つの対策一」、「あぜ焼・草焼きの注意喚起」及び「住宅用火災警報器の設置の徹底・適切な維持管理」について積極的に広報し、住宅における防火安全対策を進めるとともに、事業所での防火安全対策やあぜ焼きなどからの火災を予防するための対策を推進します。

また、関係機関、関係団体、事業所、自治組織及び地域住民等とも連携し、それぞれの立場においてこの運動を積極的に展開し、火災及び災害に強いまちづくりの推進に取り組みます。

# 事業所の方へ



## 1 防火安全対策の徹底

事業所における火災は一般住宅と比べ、甚大な被害が予想されます。

『慣れ』や『油断』が火災を招くということを忘れず、日頃から火災予防を心掛け、事業所を自分たちの手で守るために、次のことを徹底しましょう。

### (1) 避難経路の管理



- 避難口、避難経路を事業所全体で周知する。
- 災害時の避難誘導の役割を分担しておく。
- 避難口、避難経路付近に物が置かれたままになっていないか。



### (2) 火気・設備の管理



- 火気の取扱管理は徹底できているか。
- 危険物の管理状態は適切か（転落防止措置など）。
- 設備等の故障はないか。定期的な点検を実施しているか。



### (3) 消防訓練



- 消防訓練を計画的に実施しているか。
- 日時、場所、内容等、事前の計画に沿って実施できているか。
- 通報訓練は適切に行えているか。
- 地震に対応した訓練を実施しているか。



### (4) 消防用設備等点検



- 消防用設備等の周囲は整理されているか。
- 消防用設備等の取扱方法が周知されているか。
- 日々の点検及び、業者による点検を定期的実施しているか。



## 消防用設備等点検報告制度

### ◆点検の種類と期間

機器点検・・・6か月に1回

総合点検・・・1年に1回

### ◆点検防火対象物区分及び報告期間（消防署長への報告が義務）

- ・特定防火対象物 1年に1回（例）旅館、病院、社会福祉施設、飲食店、店舗など
- ・非特定防火対象物 3年に1回（例）工場、事務所、倉庫、共同住宅、学校など

### ◆点検資格者による点検が必要な防火対象物

1 消防設備士又は消防設備点検資格者による点検が必要

- (1) 延べ面積1,000平方メートル以上の防火対象物
- (2) 地階又は3階以上の階に特定用途（旅館、病院、飲食店、店舗など）があり、かつ、階段が屋内に1つしかないもの（屋外階段等があれば免除）

2 防火対象物の関係者 上記以外の防火対象物

消防設備士等に点検してもらっても構いません。

**報告を怠ると・・・  
罰則あり!**



## 町内会・自治会の方へ

### 1 自主防災意識を高めるために

- (1) 自分の生命や財産は自分で守る。
- (2) 自分たちの地域は自分たちで守る。

これが自主防災の基本です。家庭内・町内会・自治会等で火災予防について考える機会を設け、いざという時にお互いが協力し、助け合う準備をしておきましょう。



### 2 放火火災に対する地域対応力の向上

放火されない環境づくりを推進するためには、住民一人ひとりが積極的に放火火災に対する注意を心がけることはもとより、地域一体となって放火火災に対する対応力を向上させる必要があります。地域全体の安心・安全な環境の確保に向けた日頃からの取組が大切です。

### 3 住宅用火災警報器の設置の徹底及び適切な維持管理の必要性

住宅用火災警報器の設置が義務化され、その結果、住宅火災による死者数が減少するなどの効果が現れています。各地域から住宅火災による被害をださないためにも、未設置世帯に対する設置の働きかけに、ご協力をお願いします。

また、火災警報器は、古くなると電子部分の寿命や電池切れなどで火災を感知しなくなる恐れが高まります。10年を目安に交換しましょう！



### 4 寝たばご注意！

住宅火災による死者数を発火源別に見たとき、最も多いのがたばこであり、なかでも寝たばこによる死者が多く発生しています。寝たばこ火災を防ぐために、次のことを守りましょう。

- ・ふとんの中で吸わないこと。
- ・灰皿には水を入れておくこと。
- ・消えたかどうか絶対確認をすること。



### 5 住宅防火 いのちを守る10のポイント

住宅火災による死者の半数以上は高齢者の方で、高齢化の進展に伴い、今後ますます増加するおそれがあります。住宅火災による死者の発生防止対策として、「いのちを守る10のポイント —4つの習慣・6つの対策—」について、各家庭、各地域に浸透するよう、ご協力をお願いします。

### 6 あぜ焼き・草焼きからの火災予防

あぜ焼き・草焼きの火が山林に延焼し山火事や、住宅に延焼することがあります。また、高齢者が一人であぜ焼きを行っていたところ、火災が大きくなり死亡するといったケースも発生しています。

あぜ焼き、草焼きの火災は、火入れしている人たちの慣れや慢心が一番の発生原因だと言えます。あぜ焼きなどをされる場合は、風の状態や周囲の状況などに十分注意し、火災を出さないようにしましょう！

# 住宅 防火

# いのちを守る10のポイント

## 4つの習慣



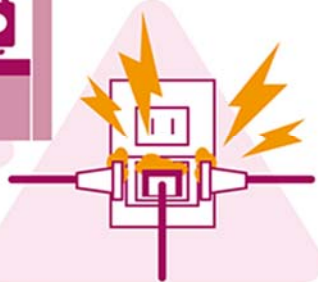
1 寝たばこは絶対にしない、させない



2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない



3 こんろを使うときは火のそばを離れない

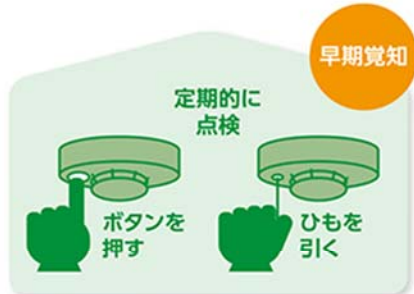


4 コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く

## 6つの対策



1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する



2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する



3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する



4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく



5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく



6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

死者の発生した住宅火災の主な原因は、**たばこ、ストーブ、こんろ**です。  
これらの火災を起こさないために「4つの習慣・6つの対策」を心がけましょう。





# 火災から身を守るためのポイント



## 1 火を出さない

火災を未然に防止するためには、**安全装置**がついた調理器具や暖房器具を使用することが有効です。

## 2 早く知る

火災を早期に発見するために、寝室や台所に**住宅用火災警報器**を取り付けておけば、火災をいち早く発見し、就寝中でも警報音等で火災の発生を知ることができます。

## 3 火を広げない

火災の拡大防止を防止するためには、着火物となるカーテンや寝具類などに燃えにくい**防災品**を使用することが有効です。

## 4 早く消す

火災を初期の段階で早く消すためには、**住宅用消火器**や**エアノール式簡易消火具**、さらに火災による熱を感知して自動的に放水する**住宅用スプリンクラー設備**などを設置すると効果的です。

## 住宅用防災機器等の設置例



【管内全域】

実施事項	期間	実施場所	実施内容	実施機関
ワッペンの着用	期間中	管内全域	職員は期間中に「火災予防運動実施中」のワッペンを着用する。	西脇消防署 加西消防署 加東消防署
各種広報媒体の活用・のぼり旗の掲出	期間中	管内全域	広報誌・各旬刊紙により広報するとともに、立看板・のぼり旗の掲出により火災予防運動の周知を図る。	西脇消防署 加西消防署 加東消防署
パンフレットの配布	期間中	管内全域	西脇市・加西市・加東市・多可町各区長、各消防団幹部へ配布する。	西脇消防署 加西消防署 加東消防署
防火ポスターの配布・掲示依頼	期間中	管内全域	防火ポスターの掲示依頼	西脇消防署 加西消防署 加東消防署
防火対象物及び危険物施設の立入検査	期間中	管内全域	防火対象物及び危険物施設の立入検査を実施し、消防用設備等の維持管理及び危険物の貯蔵・取扱い基準の点検を実施する。	西脇消防署 加西消防署 加東消防署
防火広報啓発パトロールの実施	10月1日(火) ～ 11月30日(土)	管内全域	広報音声での市民への呼びかけ	西脇消防署 加西消防署 加東消防署

【西脇市・多可町】

実施事項	期間	実施場所	実施内容	実施機関
防災行政無線・消防車両による広報活動	期間中	西脇消防署	防災行政無線、車両パトロール等にて、火災予防運動の広報活動を実施	西脇消防署 各出張所 西脇市役所 多可町役場
住宅防火対策推進キャンペーン	10月27日(日)	みらフェス (西脇市茜が丘複合施設Miraie)	イベント会場での住宅用火災警報器の維持管理に関する広報活動	西脇消防署
住宅防火対策推進キャンペーン	11月10日(日)	多可町ふれあいまつり (ガルデン八千代)	イベント会場での住宅用火災警報器の維持管理に関する広報活動	西脇消防署 多可南出張所
住宅防火対策推進キャンペーン	11月23日(土)	いきいきふれ愛祭り (西脇市市民交流施設オリナス)	イベント会場での住宅用火災警報器の維持管理に関する広報活動	西脇消防署 西脇多可婦人防火クラブ

【加西市】

実施事項	期間	実施場所	実施内容	実施機関
事業所等における防火訓練等の指導	期間中	加西市内	市内事業所等に対し防火講習会、消火・避難訓練等の指導を行い、火災予防の周知を図る。	加西消防署 関係施設
消防水利の点検	期間中	加西市内	防火水槽・消火栓点検を実施する。	加西消防署 加西市消防団
消防団による防火広報宣伝活動の実施	期間中	加西市内	消防団の消防車両で市内防火宣伝パレードを実施し、火災予防を呼びかける。	加西市消防団

少年消防クラブ員による校内防火広報	期間中	市内小・中学校	少年消防クラブ員から校内放送を通じ、防火意識の高揚を図る。	市内小・中学校 加西市少年婦人防火委員会
じば産物産展	10月26日(土)	フラワーセンター	住宅用防災機器の普及活動を実施する。	加西消防署 加西市少年婦人防火委員会
kasai防災フェスティバル	11月3日(日)	soraかさい (鶉野飛行場跡地)	防災について学習・体験できる複合イベントを実施する。	加西消防署 北播磨県民局 加西市役所 加西市消防団
第27回自衛消防実戦競技大会	11月7日(木)	加西消防署	自衛消防組織の資質向上及び消防設備の取扱い技術の習得を図るとともに防火意識の高揚を図る。	加西市防火協会 加西消防署 協会会員事業所 官公庁

【加東市】

実施事項	期間	実施場所	実施内容	実施機関
住宅火災警報器戸別訪問調査	期間中	加東署管内	住宅火災警報器のパンフレットの回覧及び住宅訪問によるアンケート調査	加東消防署
加東市ケーブルテレビ放映による広報	期間中	加東市ケーブルテレビ	放映による住警器の点検・交換及び火災予防運動の注意喚起	加東消防署 加東市まちづくり創造情報推進室
防火ポスター展	期間中	やしろショッピングパークBio	小中学生の防火ポスターを展示することで防火・防災思想の高揚を図る	加東消防署
三世代交流消防消防体験教室	11月2日(土)	加東消防署	三世代の親子で各種体験型イベントに参加することで防火意識の普及を図る	加東消防署
自衛消防競技大会	11月6日(水)	加東消防署訓練場	市内事業所の自衛消防隊による消火器および屋内消火栓競技	加東消防署 加東市防火協会